



区のおしらせ

No. 176



千代田区長

遠山 景光

再任に際して

区民のみなさま、このたび、千代田区議会議員一致のご推挙により、ふたたび千代田区長に選任されましたことは、私の最も光栄とする処であります。

私は四年前、区長に就任しましたとき、民間区長として、区民の声を直接区政に反映させたいと念願し、第一年目には「台所に直結する明るい区政」、第二年目には「こどもを守る区政」、第三年目には「健康優先への区政」を、それぞれ区政の方針としてかげ、その実現にまい進し、今年は「住み良い区政」を目標と定め、区政を担当してまいりました。

幸いに区民のみなさまを始め、各方面のかたがたの絶大なるご支援、ご協力を賜わり、予期以上の成果

をあげ得ましたことは、誠に感謝にたえません。ここに厚くお礼申し上げます。

現在、特別区の実態は、制限自治区として、事務事業の面において多くの制約を受けている現状であります。

私は、常日頃、区民に身近な問題は、すべて区で処理するのが最も良いことだと確信しておりますが、国も都もようやくそのことを考慮し、事務事業を区へ移譲することについて、目下、審議が進められていることは、まことによるこびにたえません。

この時にあたり、栄誉ある千代田区長として再選され、ますます責任の重大さを痛感している次第であります。

幸いに、健康にも恵まれておりますので、みなさまのご意見、ご希望を充分区政に反映させ、区政の伸展に微力を傾け、職責を果す所存であります。

区長就任以来、今日まで私に寄せられたみなさまのご協力に対し、心から感謝するとともに、今後とも、相変らぬご支援と、ご鞭撻をお願い申し上げて就任のごあいさつといたします。



営業資金をお貸します

区では、区内に店または工場をもっていて、同じ場所、同じ事業を引続き二年以上経営している中小企業者を対象に、次のとおり営業資金をお貸しします。

金額 一件 三十万円以内
返済期限 十二か月以内（一か月据置）

利率 日歩二銭五厘
担保 原則として必要ありません。

保証人 区内に住んでいる確実な保証人一名以上。

提出書類 申込書、信用調査書のほか、38年度までの特別区民税の完納を証明する書類。
申込み 区役所商工観光課商工係へ。

取扱店▽神田商工信用金庫（神田須田町一〇二）▽東京都銀行
神田支店（神田神保町三）一五）▽豊栄信用組合（九段一

指圧療法講習会を開きます

区教委では、指圧療法講習会を次のとおり開きます。

期間 6月12日～7月14日の
毎週火曜日午後6時～8時

場所 富士見町区民館
受講資格 区内に住んでいる
ひとか、区内に勤め先をも
っているひと

定員 五十名

費用 無料

講師 日本指圧学校長
浪越徳治郎氏

内容 老化防止、疲労回復など。

申込み 往復はがきに次の事項を記入のうえ、区教委文化係へ申込んでください。定員なり次第で切ります。

〔記載事項〕

氏名、性別、年齢、住所
勤務先

学芸講座

6月6日

テーマ「現代建築は都市をどうかえていくか」
講師 建築評論家
浜口隆一氏

6月13日

テーマ「大都市の選挙権の不

平等と土地問題」

講師 千葉大助教授

清水馨八郎氏

6月20日

テーマ「短歌雑感」

講師 作家 宮 柁二氏

6月27日

テーマ「言語生活の問題点について」
講師 国立国語研究所長
西尾 実氏

いずれも午後2時から千代田図書館ホールで。入場無料

70才以上の方は、福祉年金の受給請求をお早めに

国民年金に入っている方で、現在70才以上の方、ひどく身体の不自由な身体障害者、および、母子家庭の方は、福祉年金を受ける権利があります。まだ請求をしてない方は、至急手続きをしてください。

なお、昭和34年11月1日現在で70才以上の方は、昭和39年11月1日で時効となり、福祉年金の請求ができなくなります。

6月の野外こども会

2日 竹平第一 竜閑児童遊園
3日 築土神社 心法寺児童遊園
4日 代官町 平河町児童遊園
5日 錦町児童遊園 神田公園
8日 同愛・秋葉原児童遊園

9日 淡路公園 芳林児童遊園

10日 三崎町・練成児童遊園

11日 佐久間公園

16日 竹平第一 竜閑児童遊園

17日 築土神社 心法寺児童遊園

18日 代官町 平河町児童遊園

19日 錦町児童遊園 神田公園

23日 同愛・秋葉原児童遊園

24日 淡路公園 芳林児童遊園

25日 三崎町・練成児童遊園

26日 佐久間公園

時間は、それぞれ2時30分から

歯の無料検診

6月4日～10日は、歯の衛生週間です。

この週間に、区歯科医師会では「歯の無料検診」を、区内の歯科医院で行ないます。

なお、国民健康保険に入っているひとは、被保険者証をお持ちください。

連合町会長の異動

万世橋地区連合町会長

新 田中友一氏（神田松住町

十）TEL01-二五四四

旧 細田員雄氏

神田公園地区連合町会長

萩原 卓氏（重任）

番町出張所地区連合町会長

新 西村宏一氏（平河町一

四）TEL01-七三八五

旧 藤井芳郎氏

区民のひろば

問

○町神社裏の道路上に小犬の死体が二、三日前から放置されています。住民が迷惑しているので、至急かたづけて欲しいのです。

参考までに伺いますが、路上で車などにひかれて死んでいる犬猫や、空地などでも放置されたままの犬猫の死がいによく見かけますが、これは、誰が始末するのでしょうか。

答

お知らせいただいた道路路上にある小犬の死体は、区の土木課に連絡しましたところ、至急処理するそうです。路上や空地などにある犬猫の死体の処理につきましては、飼主が処理することになっています。このばあい、清掃事務所に依頼すれば、一頭につき手数料二百円で処理してくれます。

飼主がわからないとき、公道上の死がいには、区役所の土木課で、その他のところにあるものは、清掃事務所で処理することになっています。（処理）土木課では、速日処理しました。